

平成 2 9 年 第 3 回

各務原市議会定例会議案

平成 2 9 年 9 月 1 日

目

次

専第 3 号	専決処分の承認について（平成 2 9 年度各務原市一般会計補正予算（第 2 号））	別冊
認第 1 号	平成 2 8 年度各務原市一般会計決算の認定について	1 頁
認第 2 号	平成 2 8 年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	2 頁
認第 3 号	平成 2 8 年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について	3 頁
認第 4 号	平成 2 8 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	4 頁
認第 5 号	平成 2 8 年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について	5 頁
認第 6 号	平成 2 8 年度各務原市水道事業会計決算の認定について	6 頁
議第 4 8 号	平成 2 9 年度各務原市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 4 9 号	平成 2 9 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 5 0 号	各務原市集会場設置条例の一部を改正する条例について	7 頁
議第 5 1 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	9 頁
議第 5 2 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 1 頁
議第 5 3 号	各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 4 頁
議第 5 4 号	各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議第 5 5 号	各務原市土地改良事業分担金徴収条例及び各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部を改正する条例について	1 9 頁
議第 5 6 号	工事請負契約の締結について（雄飛ヶ丘第 2 住宅 B 棟耐震補強等工事（建築））	2 1 頁
議第 5 7 号	工事委託契約の変更について（平成 2 8 年度木曾川小網樋管改築工事）	2 3 頁
議第 5 8 号	土地の処分について	2 4 頁
議第 5 9 号	平成 2 8 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2 6 頁

議第 6 0 号	市道路線の認定について（市道鵜 1 3 8 9 号線ほか 2 路線）	2 7 頁
議第 6 1 号	市道路線の廃止及び認定について（市道蘇北 7 5 7 号線）	3 1 頁
議第 6 2 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鵜 7 1 8 号線）	3 4 頁
議第 6 3 号	各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	3 7 頁
議第 6 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 9 頁
議第 6 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 1 頁
議第 6 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 3 頁
議第 6 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 5 頁
議第 6 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 7 頁
議第 6 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 9 頁

認第1号

平成28年度各務原市一般会計決算の認定について

平成28年度各務原市一般会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成29年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第2号

平成28年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

平成28年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成29年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第3号

平成28年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について

平成28年度各務原市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成29年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第4号

平成28年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

平成28年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成29年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第5号

平成28年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について

平成28年度各務原市下水道事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成29年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第6号

平成28年度各務原市水道事業会計決算の認定について

平成28年度各務原市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成29年9月1日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 5 0 号

各務原市集会場設置条例の一部を改正する条例について

各務原市集会場設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

東新町ふれあいセンターを新設する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市集会場設置条例の一部を改正する条例

各務原市集会場設置条例(平成16年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表各務原市前渡西町第1集会場の項中

「

」を「

」に

改め、同表に次のように加える。

各務原市東新町ふれあいセンター	各務原市那加東新町2丁目1番地
-----------------	-----------------

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第2条の表各務原市前渡西町第1集会場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議第 5 1 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

「
別表第 2 の 6 の項中
国民健康保険法第 56 条第 1 項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるものを削る。
」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 2 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の項中	「 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 」	を削り、同表２の項
-----------	--	-----------

中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和２４年法律第２８３号）」を加え、

「 各務原市福祉医療費助成に関する条例によるこども、重度心身障害者又は母子家庭等の母及び児童若しくは父子家庭の父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「福祉医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの 」	を	「 各務原市福祉医療費助成に関する条例によるこども、重度心身障害者又は母子家庭等の母及び児童若しくは父子家庭の父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「福祉医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 」
---	---	---

に改め、同表３の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭和２５年法律第１２３号）」を加え、同表４の項中「障害者関係情報」を「身体障害者

福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）に、「介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同表５の項中「国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を「医療保険給付関係情報」に改め、同表１８の項中

「

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和６０年法律第３４号附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を削り、「介護保険給付等関係情報」を「介

」

護保険法による地域支援事業の実施に関する情報」に改め、「障害児入所支援若しくは」及び「又は障害児通所支援」を削り、同表２５の項中「特別児童扶養手当等関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和６０年法律第３４号附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 3 号

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

主任介護支援専門員の定義を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウを次のように改める。

ウ 主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、当該研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修であつて、改正後の各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1号ウの規定により、同号ウに規定する主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受けるもののうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号ウの規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、経過日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により経過日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修については、新条例第4条第1号ウに規定する主任介護支援専門員研修を修了した日は、最初の主

任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第1号ウに規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

（各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年条例第27号）の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

議第 5 4 号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成１２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「第１号被保険者」を「被保険者」に改める。

第１７条第１項中「前４条」を「第１３条から前条まで」に改め、同条第２項中「前４条」を「第１３条から前条まで」に、「発布」を「発付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 5 号

各務原市土地改良事業分担金徴収条例及び各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部を改正する条例について

各務原市土地改良事業分担金徴収条例及び各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

土地改良法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市土地改良事業分担金徴収条例及び各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部を改正する条例

(各務原市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第1条 各務原市土地改良事業分担金徴収条例（平成13年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

(各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部改正)

第2条 各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議第56号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成29年9月1日提出

各務原市長 浅野 健 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 雄飛ヶ丘第2住宅B棟耐震補強等工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 218,916,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 各務原市蘇原興亜町1丁目2番地
天龍・大竹特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市蘇原興亜町1丁目2番地
天龍建設株式会社
代表取締役 八 木 重 喜
構成員 各務原市鵜沼南町7丁目173番地
株式会社大竹建設工業所
代表取締役 大 竹 恭 一 |



議第 5 7 号

工事委託契約の変更について

平成 2 8 年度木曽川小網樋管改築工事の委託契約（平成 2 8 年 3 月 2 3 日議決・平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日契約の金額の変更の議決）中「2 7 2, 0 8 5, 1 2 4 円」を「3 1 7, 0 8 8, 0 7 3 円」に変更するものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 5 8 号

土地の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 処分する土地の所在、地目及び地積

所 在	地 目	地 積 (㎡)
各務原市川島小網町字本田浦 1 9 1 2 番 1	雑種地	5, 1 7 4. 5 9

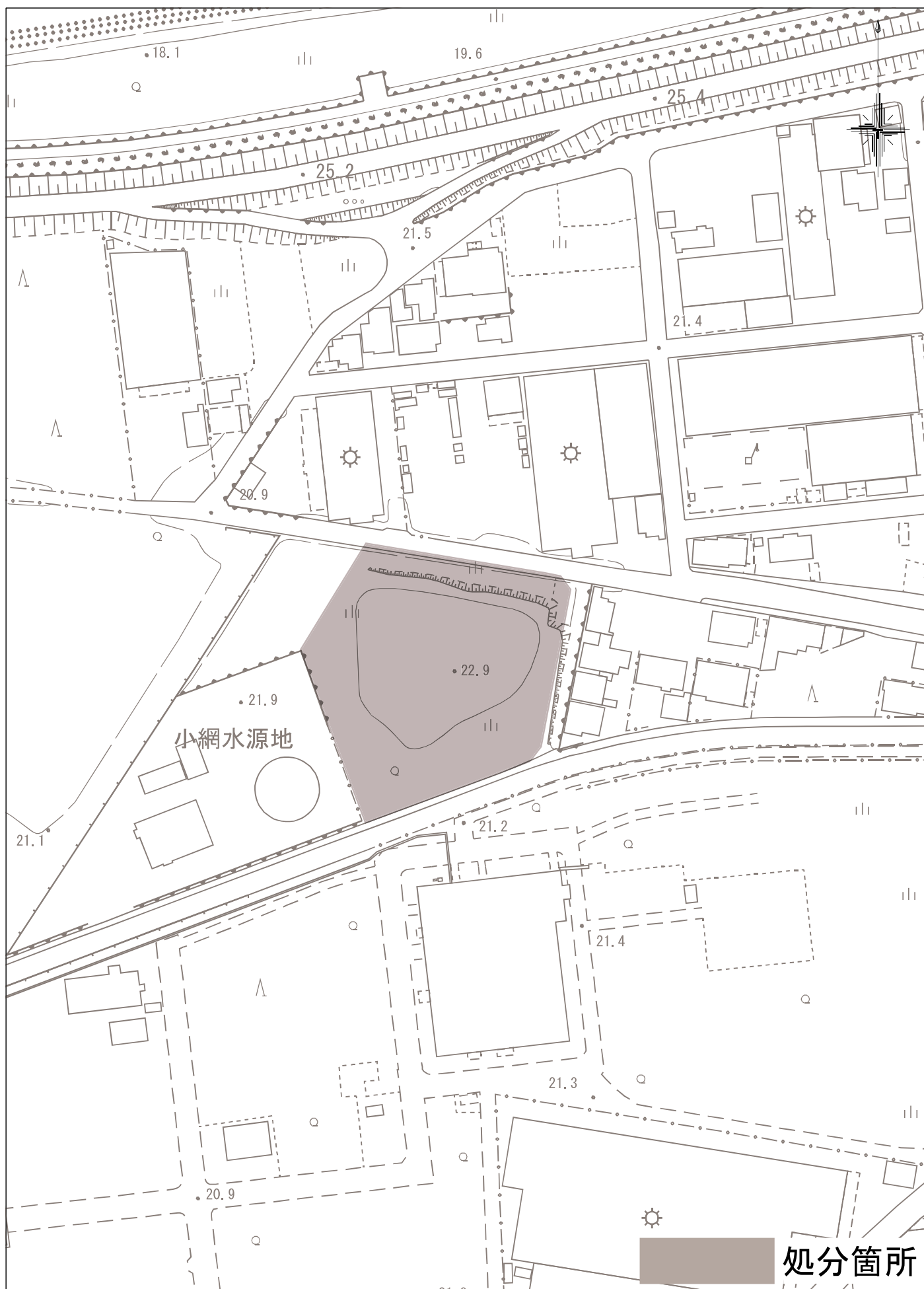
2 処分の方法 一般競争入札による売却

3 処分の価格 5 7, 4 4 0, 0 0 0 円

4 処分の相手方 各務原市川島小網町 1 9 0 0 番地 2 3 0

株式会社ヤマモト

代表取締役 山 本 弘



議第 59 号

平成 28 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 28 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金 860,191,591 円のうち、627,107,258 円を資本金に組み入れ、220,000,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成 29 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 6 0 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

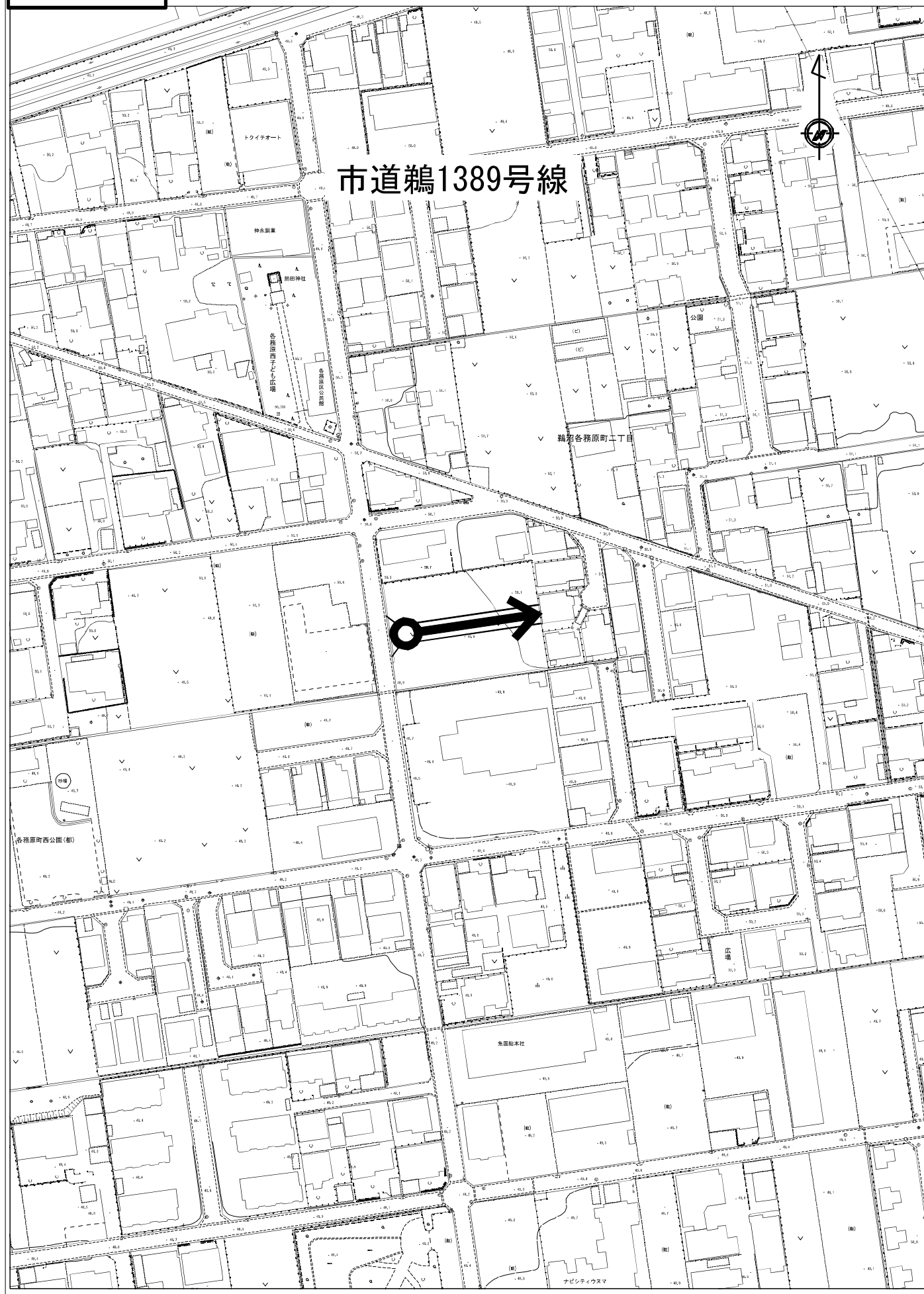
平成 2 9 年 9 月 1 日提出

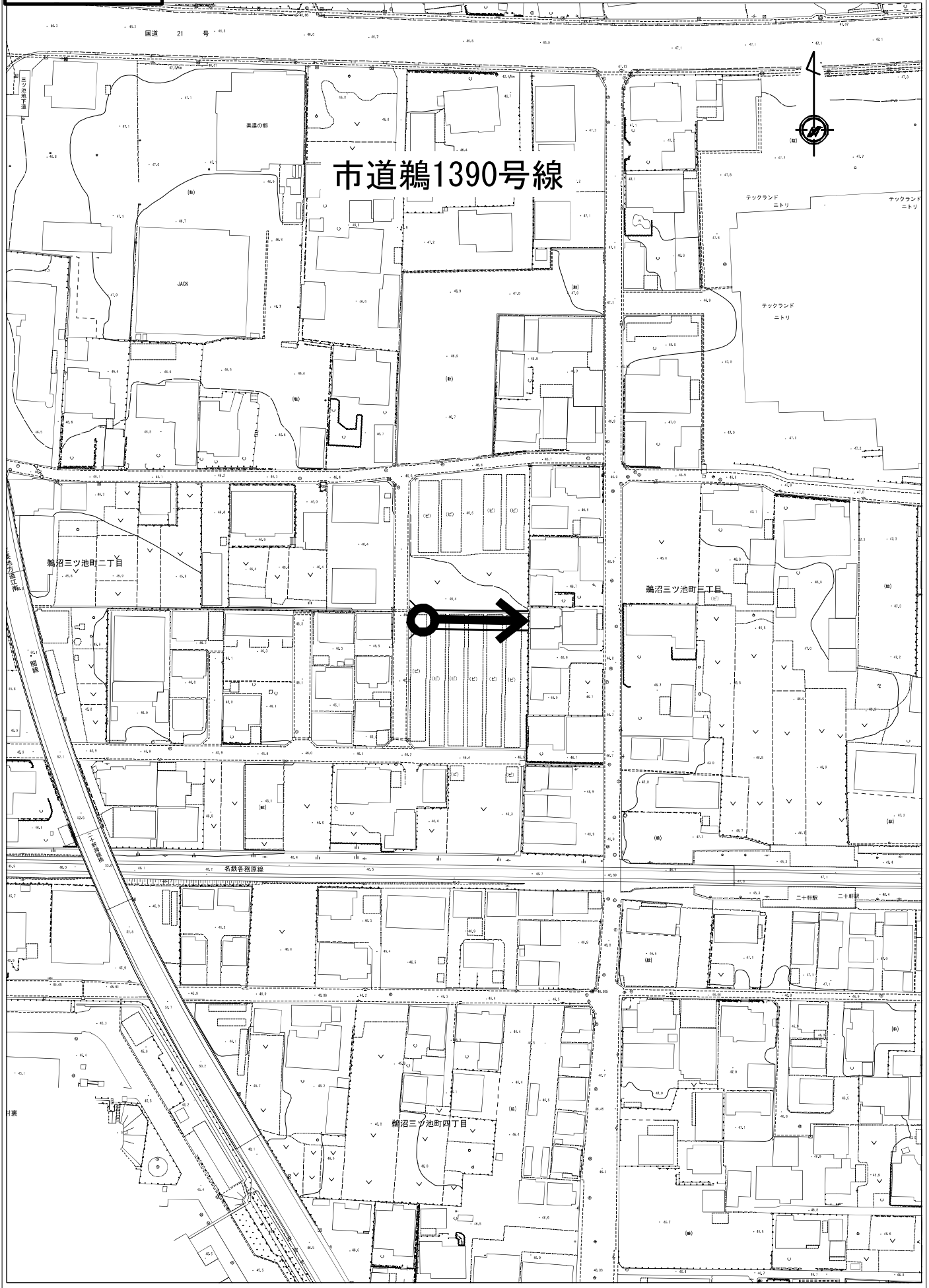
各務原市長 浅 野 健 司

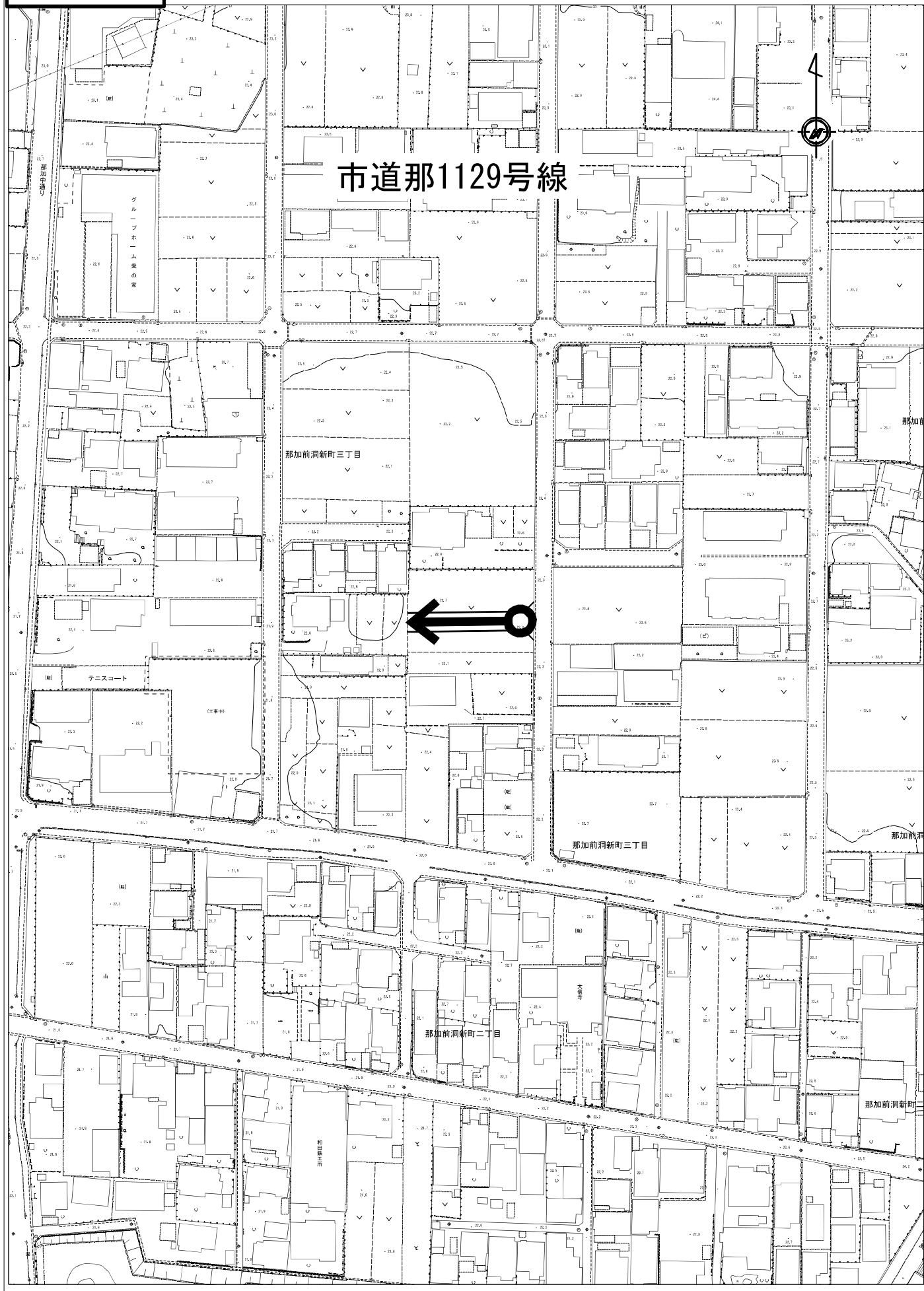
提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 3 8 9 号線	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 1 3 2 番 2 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 1 3 2 番 6 地先まで	
市道 鵜 1 3 9 0 号線	各務原市鵜沼三ツ池町 2 丁目 3 5 5 番 3 地先から	
	各務原市鵜沼三ツ池町 2 丁目 3 5 5 番 6 地先まで	
市道 那 1 1 2 9 号線	各務原市那加前洞新町 3 丁目 1 7 6 番 6 地先から	
	各務原市那加前洞新町 3 丁目 1 7 6 番 4 地先まで	







議第 6 1 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

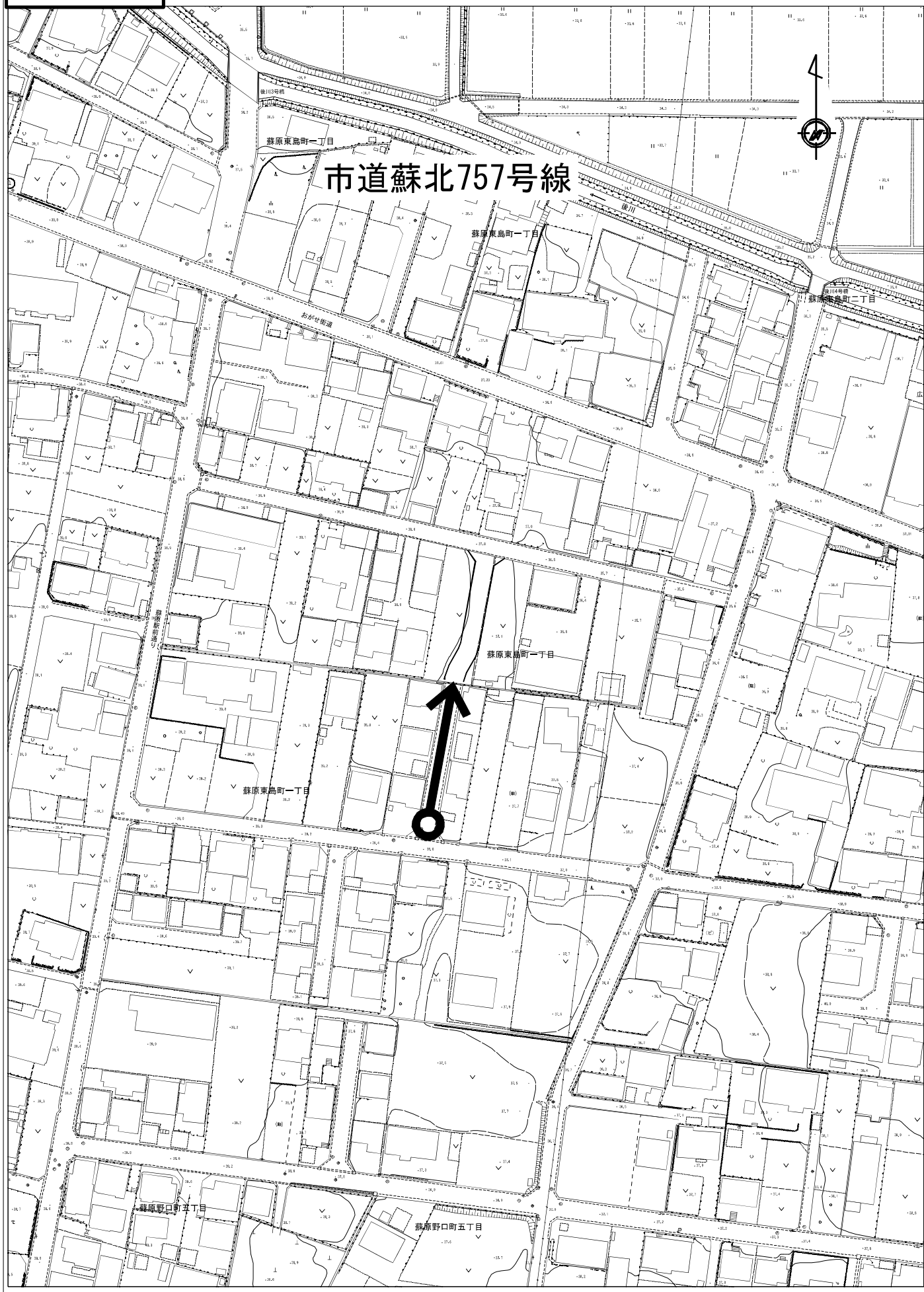
開発行為により設置された道路を市道とするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

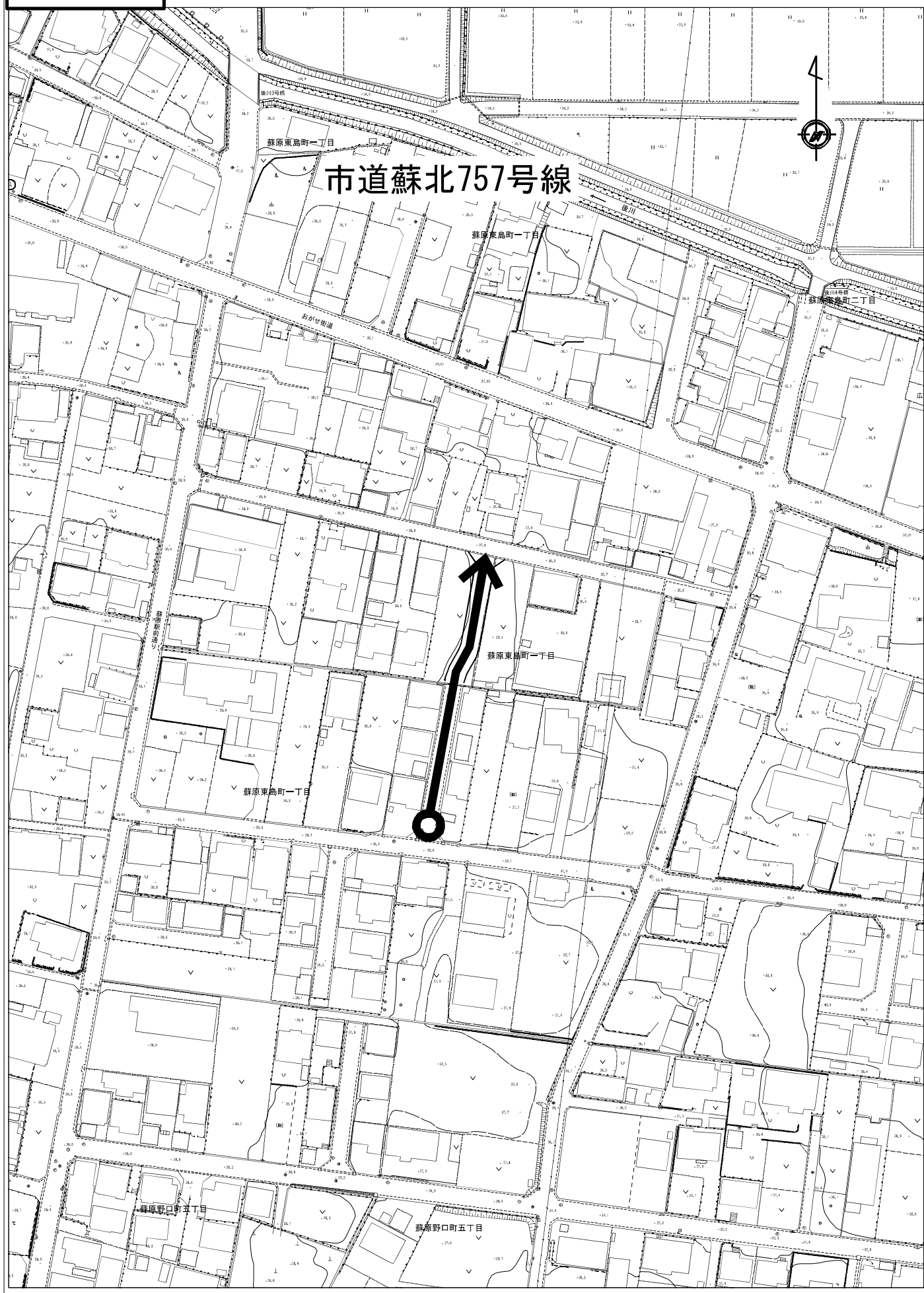
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 蘇北 7 5 7 号線	各務原市蘇原東島町 1 丁目 6 8 番 2 地先から	
	各務原市蘇原東島町 1 丁目 6 8 番 5 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 蘇北 7 5 7 号線	各務原市蘇原東島町 1 丁目 6 8 番 2 地先から	
	各務原市蘇原東島町 1 丁目 5 5 番 1 地先まで	





議第 6 2 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

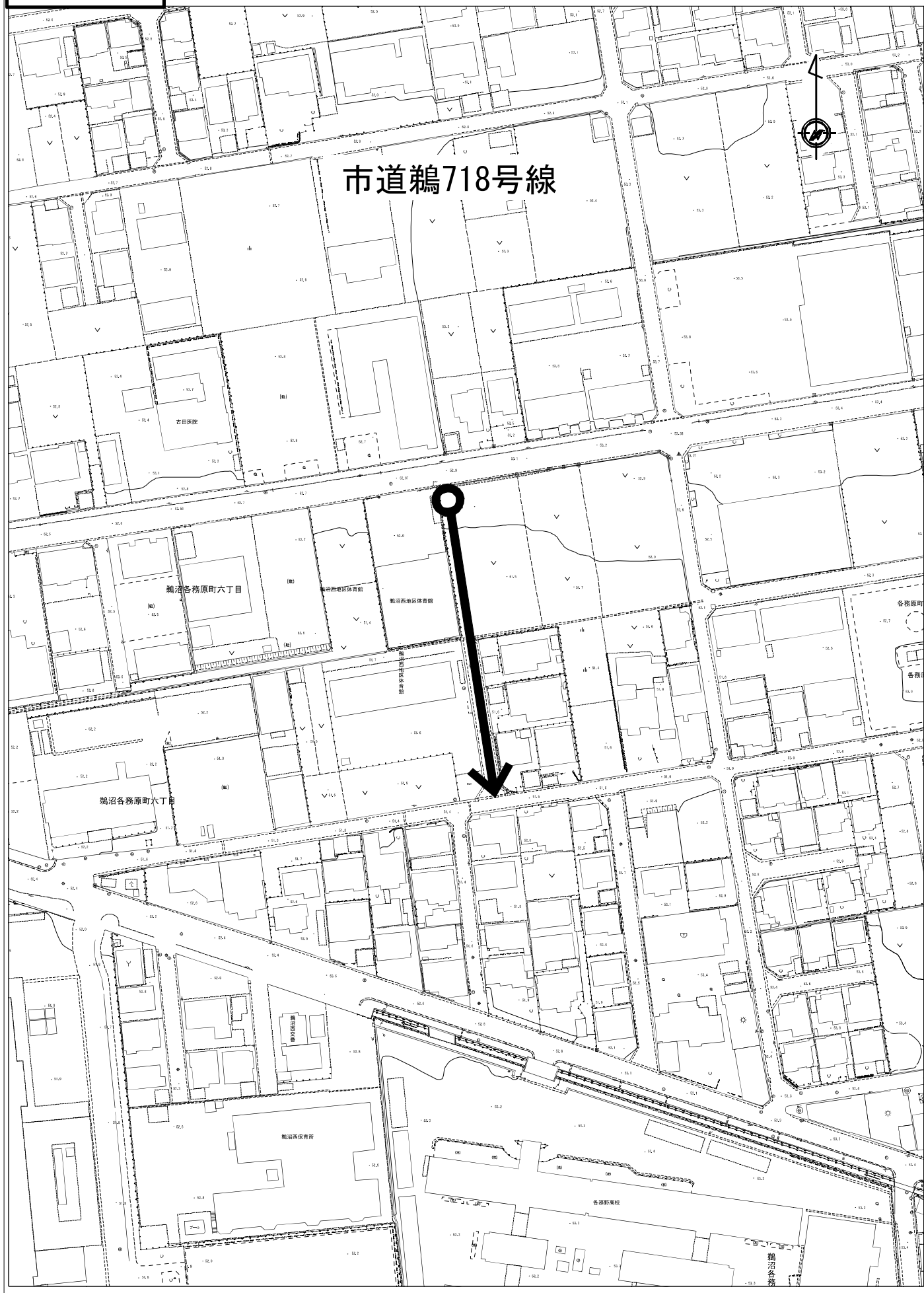
市道改良事業の変更に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

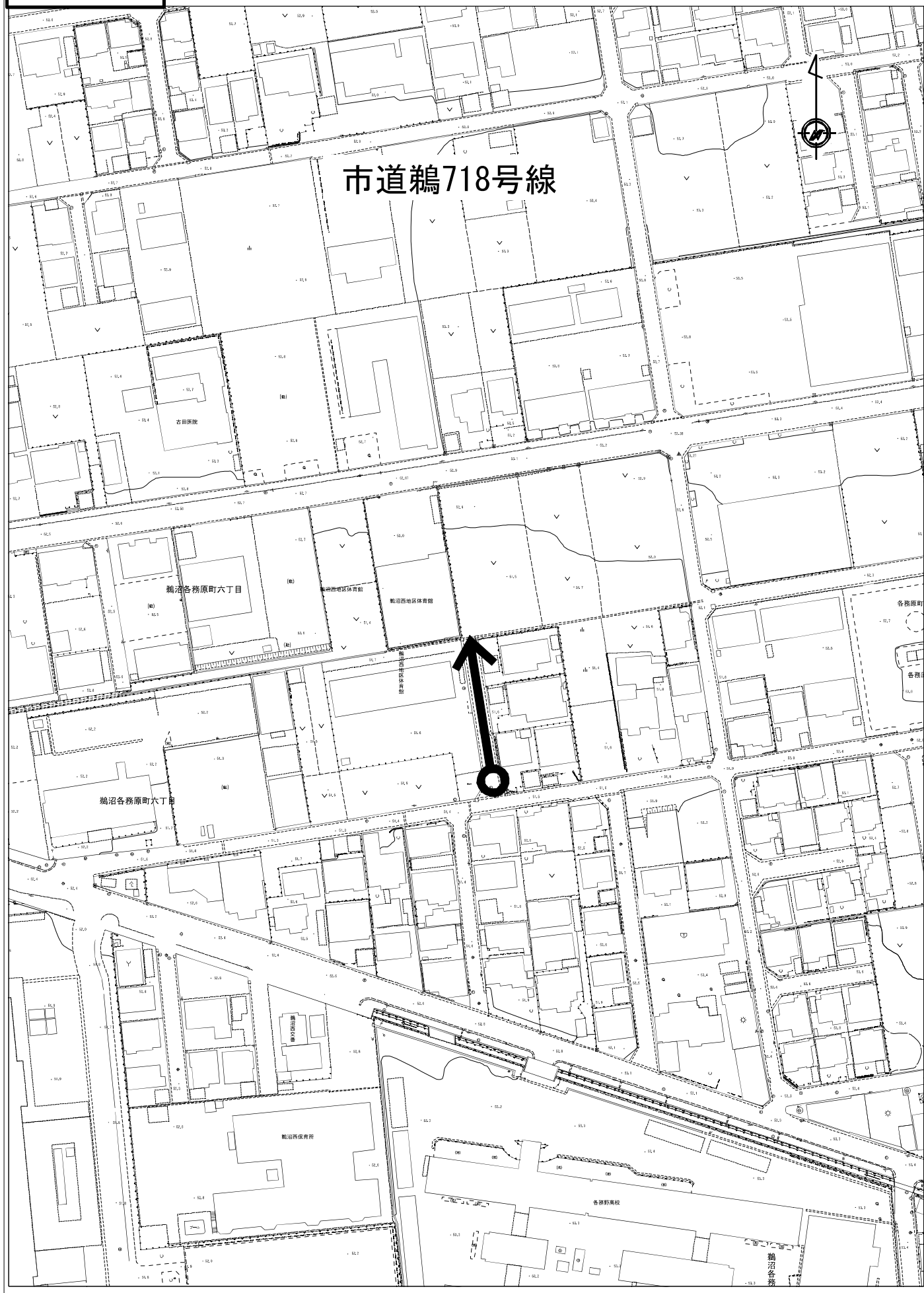
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 7 1 8 号線	各務原市鵜沼各務原町 6 丁目 8 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 6 丁目 1 6 番 3 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 7 1 8 号線	各務原市鵜沼各務原町 6 丁目 1 8 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 6 丁目 1 8 番 1 地先まで	





議第 6 3 号

各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

各務原市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加前野町※※※※※※※※

氏 名 松 岡 伸 浩

生年月日 昭和 3 8 年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価審査委員会委員長尾則子氏の任期が 9 月 3 0 日に満了するため、その後任に松岡伸浩氏を選任しようとする。

議第 6 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市前渡東町※※※※※※※※※※

氏 名 清 水 辰 巳

生年月日 昭和 2 7 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員宮崎邦夫氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、その後任の候補者に清水辰巳氏を推薦しようとする。

議第 6 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼南町※※※※※※※※※※

氏 名 勝 野 武 雄

生年月日 昭和 2 1 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員勝野武雄氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 66 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市須衛町※※※※※※※※※※

氏 名 深 尾 友 一

生年月日 昭和 22 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員深尾友一氏の任期が 12 月 31 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 6 7 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼羽場町※※※※※※※※

氏 名 安 東 節 子

生年月日 昭和 3 4 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員安東節子氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 68 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原大島町※※※※※※※※

氏 名 遠 藤 久 美 子

生年月日 昭和 37 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員遠藤久美子氏の任期が 12 月 31 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 6 9 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加吾妻町※※※※※※※※

氏 名 浅 野 清 美

生年月日 昭和 3 2 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員浅野清美氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

